

議 案 書

令和 4 年 1 2 月

第 7 回 定 例 会

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
議案 79	令和4年度松山市一般会計補正予算（第7号）		1
80	令和4年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第1号）		5
81	令和4年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）		7
82	令和4年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）		9
83	令和4年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第1号）		11
84	令和4年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）		13
85	令和4年度松山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）		15
86	松山市職員給与条例等の一部改正について		17
87	特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正について		41
88	令和4年度松山市一般会計補正予算（第8号）		43
89	令和4年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）		53
90	令和4年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）		55
91	令和4年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第4号）		57
92	令和4年度松山市松山城観光事業特別会計補正予算（第1号）		59
93	令和4年度松山市水道事業会計補正予算（第1号）		61
94	令和4年度松山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）		63
95	令和4年度松山市下水道事業会計補正予算（第1号）		65
96	単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について		67
97	松山市事務分掌条例の一部改正について		73
98	松山市市税賦課徴収条例の一部改正について		75
99	松山市個人番号の利用等に関する条例の一部改正について		77
100	松山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について		79
101	松山市中之川地下駐車場等に係る指定管理者の指定について		81
102	松山市城山公園及び公園内施設等に係る指定管理者の指定について		83
103	工事請負契約の締結について（難波小学校12棟校舎長寿命化改修ほか主体工事）		85
104	市道上での事故の損害賠償額を和解により定めることについて		87
105	市道路線の認定について		89

（追加提出予定分）

議案番号	件 名	議決結果	ページ
	固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて		

議案第 79 号

令和 4 年度松山市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 4 年度松山市一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 120,942 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

れ 216,945,300 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 12 月 14 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税		20,134,000 千円	120,000 千円	20,254,000 千円
	1 地方交付税	20,134,000	120,000	20,254,000
22 諸収入		9,094,214	942	9,095,156
	4 雑入	4,373,029	942	4,373,971
歳入	合計	216,824,358	120,942	216,945,300

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		15,861,543 千円	370,360 千円	16,231,903 千円
	1 総務管理費	11,212,996	342,963	11,555,959
	2 徴税費	2,283,395	△ 4,680	2,278,715
	3 戸籍住民基本台帳費	1,435,148	27,828	1,462,976
	4 選挙費	783,340	8,854	792,194
3 民生費	5 統計調査費	37,164	△ 4,605	32,559
		105,854,068	△ 84,050	105,770,018
	1 社会福祉費	48,137,536	△ 12,683	48,124,853
	2 児童福祉費	35,719,763	△ 98,045	35,621,718

	3 生活保護費	21,996,769	26,678	22,023,447
4 衛生費		25,224,776	△ 59,493	25,165,283
	1 保健衛生費	5,123,939	△ 5,821	5,118,118
	2 保健所費	13,635,279	△ 35,839	13,599,440
	3 清掃費	6,465,558	△ 17,833	6,447,725
		2,932,218	△ 44,436	2,887,782
6 農林水産業費		964,971	△ 14,760	950,211
	1 農業費	1,046,736	△ 14,477	1,032,259
	2 農業土木費	317,570	△ 854	316,716
	3 林業費	602,941	△ 14,345	588,596
	4 水産業費	10,482,275	△ 14,118	10,468,157
7 商工費		8,162,337	693	8,163,030
	1 商工費	2,319,938	△ 14,811	2,305,127
	2 観光費	16,181,509	8,187	16,189,696
8 土木費		594,432	7,394	601,826
	1 土木管理費	3,185,881	△ 6,015	3,179,866
	2 道路橋梁費	1,071,228	△ 16,423	1,054,805
	3 河川費	291,706	18,238	309,944
	4 港湾費	9,015,078	△ 29,938	8,985,140
	5 都市計画費	1,408,318	△ 3,274	1,405,044
	6 住宅費			

款	項	補正前の額	補正額	計
	7 公園緑地費	614,866 千円	38,205 千円	653,071 千円
9 消防費		5,698,158	65,877	5,764,035
	1 消防費	5,698,158	65,877	5,764,035
10 教育費		16,113,609	△ 121,385	15,992,224
	1 教育総務費	2,050,867	△ 16,175	2,034,692
	4 幼稚園費	249,983	△ 13,569	236,414
	5 社会教育費	2,815,162	△ 27,689	2,787,473
	6 保健体育費	6,608,631	△ 63,952	6,544,679
歳	出 合 計	216,824,358	120,942	216,945,300

令和4年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,338千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,360,938千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月14日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市競輪事業特別会計）

歳入

歳入	歳入	歳入	歳入	歳入	歳入	歳入
款	項	補正前の額	補正額	計	補正額	計
1 競輪収入		25,904,558 千円	1,338 千円	25,905,896 千円		
	2 車券発売金	25,900,000	1,338	25,901,338		
歳入	合計	27,359,600	1,338	27,360,938		

歳出

歳出	歳出	歳出	歳出	歳出	歳出	歳出
款	項	補正前の額	補正額	計	補正額	計
1 競輪費		27,170,991 千円	1,338 千円	27,172,329 千円		
	1 開催費	27,170,991	1,338	27,172,329		
歳出	合計	27,359,600	1,338	27,360,938		

議案第 81 号

令和 4 年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2, 661 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 54, 209, 661 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 1 2 月 1 4 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市国民健康保険事業勘定特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		7,504,068 千円	△ 1,091 千円	7,502,977 千円
	1 国民健康保険料	7,504,068	△ 1,091	7,502,977
6 繰入金		5,300,080	3,752	5,303,832
	1 一般会計繰入金	5,300,080	3,752	5,303,832
歳入	合計	54,207,000	2,661	54,209,661

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,012,636 千円	4,844 千円	1,017,480 千円
	1 総務管理費	949,515	4,844	954,359
4 保健事業費		521,373	△ 2,183	519,190
	1 保健事業費	521,373	△ 2,183	519,190
歳出	合計	54,207,000	2,661	54,209,661

議案第82号

令和4年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,907千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,418,493千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月14日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市介護保険事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		10,172,471 千円	116 千円	10,172,587 千円
	1 介護保険料	10,172,471	116	10,172,587
3 国庫支出金		12,770,549	191	12,770,740
	2 国庫補助金	3,769,815	191	3,770,006
5 県支出金		7,222,220	95	7,222,315
	2 県補助金	477,354	95	477,449
6 繰入金		8,587,323	△ 5,309	8,582,014
	1 一般会計繰入金	8,287,323	△ 5,309	8,282,014
歳入	合計	52,423,400	△ 4,907	52,418,493

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		941,993 千円	△ 5,404 千円	936,589 千円
	1 総務管理費	941,993	△ 5,404	936,589
3 地域支援事業費		3,016,017	497	3,016,514
	1 地域支援事業費	3,016,017	497	3,016,514
歳出	合計	52,423,400	△ 4,907	52,418,493

令和 4 年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,985 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,239,085 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出

予算補正」による。

令和 4 年 12 月 14 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市道後温泉事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸収入		23,991 千円	8,985 千円	32,976 千円
	1 雑入	23,991	8,985	32,976
歳入	合計	1,230,100	8,985	1,239,085

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 温泉事業費		1,168,207 千円	8,985 千円	1,177,192 千円
	1 温泉事業費	1,168,207	8,985	1,177,192
歳出	合計	1,230,100	8,985	1,239,085

議案第 84 号

令和 4 年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 11, 221 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 845, 849 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 12 月 14 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市卸売市場事業特別会計）

歳入		項	補正前の額	補正額	計
2	繰入金		320,980 千円	11,221 千円	332,201 千円
		1 一般会計繰入金	320,980	11,221	332,201
歳入		合 計	834,628	11,221	845,849

歳出		項	補正前の額	補正額	計
1	卸売市場事業費		830,699 千円	11,221 千円	841,920 千円
		1 市場事業費	830,699	11,221	841,920
歳出		合 計	834,628	11,221	845,849

議案第 85 号

令和 4 年度松山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度松山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 13, 265 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

7, 538, 865 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 1 2 月 1 4 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市後期高齢者医療特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		1,723,813 千円	13,265 千円	1,737,078 千円
	1 一般会計繰入金	1,723,813	13,265	1,737,078
歳入	合計	7,525,600	13,265	7,538,865

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		133,378 千円	13,265 千円	146,643 千円
	1 総務管理費	118,497	13,265	131,762
歳出	合計	7,525,600	13,265	7,538,865

令和4年12月14日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市職員給与条例等の一部改正について

松山市職員給与条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市職員給与条例等の一部を改正する条例

(松山市職員給与条例の一部改正)

第1条 松山市職員給与条例(昭和27年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第29条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改める。

別表第1号から別表第5号までを次のように改める。

別表第1号から別表第5号まで(別紙1のとおり)

第2条 松山市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第29条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和36年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(別紙2のとおり)

(松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第47号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「375,000円」を「376,000円」に改める。

第8条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第5条 松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第18号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

（給料表改定の効力発生時期の特例）

21 第3条第1項に規定する給料表の改定が行われるときにおける月額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員の給料についての当該改定の効力は、当分の間、当該改定に係る条例の規定にかかわらず、当該条例の施行の日の属する年度の翌年度の初日（当該条例の施行の日が翌年度の初日であるときは、その日）から生じるものとする。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の松山市職員給与条例（以下この項及び次項において「改正後の給与条例」という。）別表第1号から別表第5号までの規定、第3条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（次項において「改正後の単労条例」という。）別表の規定及び第4条の規定による改正後の松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の表の規定は令和4年4月1日から、改正後の給与条例第29条第2項第1号及び第2号並びに改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の給与条例、改正後の単労条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の松山市職員給与条例、第3条の規定による改正前の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例又は第4条の規定による改正前の松山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の単労条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定め

る。

(提案理由)

本市職員の給与を改定するため、本案を提出する。

(別紙1)
別表第1号 (第5条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
再任用職員 以外の 職員	1	150,100	203,800	235,100	276,900	305,000	345,500	383,800	406,800	456,300
	2	151,200	205,200	236,900	278,600	306,900	347,500	385,600	408,600	458,500
	3	152,400	206,500	238,600	280,100	308,800	349,500	387,500	410,700	460,800
	4	153,500	207,800	240,100	281,800	310,800	351,400	389,400	413,000	463,100
	5	154,600	209,100	241,700	283,400	312,700	353,100	391,300	415,000	465,400
	6	155,700	210,500	243,400	285,000	314,500	355,100	393,300	417,200	467,900
	7	156,800	211,700	245,000	286,800	316,300	357,000	395,200	419,400	470,200
	8	157,900	213,100	246,400	288,500	318,200	358,900	397,300	421,600	472,700
	9	158,900	214,400	247,900	290,000	319,800	360,700	399,200	423,800	475,100
	10	160,300	215,900	249,400	291,900	321,800	362,600	401,200	425,900	477,600
	11	161,600	217,400	250,700	293,200	323,600	364,500	403,300	428,000	480,000
	12	162,900	218,900	252,300	294,900	325,700	366,400	405,200	430,100	482,500
	13	164,100	220,400	253,300	296,700	327,400	368,200	407,200	432,100	484,800
	14	165,600	222,100	254,500	298,800	329,500	370,200	409,000	433,900	487,000
	15	167,100	223,800	255,800	300,800	331,400	372,300	410,900	435,900	489,200
	16	168,700	225,300	256,900	302,900	333,500	374,200	412,800	437,900	491,400
	17	169,800	226,800	257,800	304,700	335,800	375,900	414,900	439,900	493,000
	18	171,200	228,500	258,700	306,700	337,900	378,000	416,800	441,600	494,500
	19	172,600	230,200	259,900	308,600	339,800	379,900	418,600	443,200	496,000
	20	174,000	231,700	261,000	310,500	341,900	382,100	420,500	444,900	497,500
	21	175,300	233,500	261,900	312,400	343,700	384,100	422,100	446,700	499,100
	22	177,800	235,300	263,300	314,100	345,700	385,900	423,900	448,400	500,500
	23	180,300	237,000	264,800	316,000	347,500	387,100	425,700	450,200	501,900
	24	182,800	238,400	266,200	317,600	349,300	388,500	427,500	452,000	503,300
	25	185,200	239,900	267,600	319,200	351,400	389,900	428,700	453,800	504,500
	26	188,000	241,300	269,300	321,200	353,200	391,400	430,200	455,500	505,700
	27	190,700	242,700	270,900	323,200	355,100	392,700	431,800	457,100	506,900
	28	193,400	244,000	272,500	325,100	357,000	394,200	433,200	458,800	508,100
	29	196,100	245,200	274,000	326,700	358,900	395,600	434,600	460,200	509,000
	30	197,600	246,200	275,700	328,800	361,000	397,100	435,800	461,600	509,800
	31	199,100	247,300	277,200	331,000	363,000	398,600	437,200	462,900	510,800
	32	200,500	248,100	279,000	333,100	364,900	400,000	438,600	464,400	511,800
	33	201,800	249,200	280,600	335,400	366,400	401,400	439,900	465,900	512,800
	34	203,300	250,200	282,000	337,500	368,000	402,600	441,300	467,100	513,200
	35	204,800	251,300	283,800	339,600	369,600	403,700	442,700	468,600	513,700

3 6	206,200	252,200	285,500	341,800	371,200	404,700	444,000	470,200	514,300
3 7	207,600	253,200	287,400	343,600	372,700	405,500	445,200	471,700	514,900
3 8	208,900	254,400	288,800	345,600	373,900	406,700	446,500	473,200	515,300
3 9	210,300	255,700	290,500	347,500	375,100	407,900	447,800	474,600	516,000
4 0	211,700	257,200	292,100	349,300	376,500	409,100	449,200	475,900	516,700
4 1	213,100	258,500	293,800	351,400	377,900	410,400	450,600	477,300	517,400
4 2	214,400	259,800	295,500	353,200	379,100	411,900	452,000	478,300	
4 3	215,800	261,100	297,000	355,100	380,200	413,500	453,600	479,200	
4 4	217,200	262,500	298,700	357,000	381,300	415,100	455,000	480,100	
4 5	218,600	264,000	300,500	358,900	382,400	416,600	456,200	481,000	
4 6	220,000	265,200	302,100	361,000	383,400	417,900	457,600	482,000	
4 7	221,300	266,900	303,700	363,000	384,300	419,300	459,000	483,000	
4 8	222,600	268,500	305,400	364,900	385,200	420,600	460,300	484,000	
4 9	223,900	270,000	307,000	366,400	386,100	421,900	461,300	484,900	
5 0	225,100	271,700	308,400	368,000	387,000	423,100	462,300	485,800	
5 1	226,300	273,300	310,200	369,600	387,900	424,300	463,200	486,700	
5 2	227,200	274,900	312,100	371,200	388,800	425,500	464,100	487,400	
5 3	228,200	276,400	313,800	372,700	389,500	426,600	464,900	488,100	
5 4	229,200	278,100	315,700	373,900	390,400	427,700	465,600		
5 5	230,400	279,900	317,500	375,100	391,400	429,000	466,300		
5 6	231,400	281,500	319,400	376,400	392,400	430,200	467,000		
5 7	232,300	282,900	321,000	377,800	393,200	431,500	467,700		
5 8	233,500	284,500	322,800	379,000	394,100	432,500			
5 9	234,800	286,100	324,400	380,100	394,900	433,600			
6 0	235,700	287,600	326,000	381,100	395,800	434,700			
6 1	236,800	288,900	327,300	382,100	396,500	435,600			
6 2	237,600	289,800	328,600	383,000	397,300	436,700			
6 3	238,800	290,700	330,300	383,900	398,100	437,700			
6 4	239,800	291,400	332,100	384,800	398,800	438,800			
6 5	240,800	292,200	333,700	385,600	399,500	439,700			
6 6	241,600	292,900	335,300	386,400	400,400				
6 7	242,700	293,600	336,900	387,300	401,200				
6 8	243,800	294,300	338,600	388,100	402,000				
6 9	244,800	294,900	340,200	388,800	402,900				
7 0	245,400	295,600	341,100	389,700	403,900				
7 1	246,100	296,300	342,000	390,700	405,000				
7 2	246,800	297,000	342,900	391,600	406,100				
7 3	247,600	297,600	343,800	392,500	406,800				
7 4		298,100	344,700	393,500	407,900				
7 5		298,600	345,600	394,400	408,900				
7 6		299,100	346,300	395,300	409,900				

7 7	299,600	347,000	396,100	410,800					
7 8	300,100	347,600	396,800	411,800					
7 9	300,600	348,100	397,400	412,800					
8 0	301,000	348,700	398,000	413,700					
8 1	301,400	349,200	398,600	414,700					
8 2	301,700	349,800	398,800						
8 3	302,000	350,300	399,000						
8 4	302,400	350,800	399,200						
8 5	302,800	351,200	399,400						
8 6	303,100	351,600	399,600						
8 7	303,400	352,000	399,800						
8 8	303,800	352,400	400,000						
8 9	304,200	352,800	400,200						
9 0		353,300							
9 1		353,600							
9 2		354,100							
9 3		354,600							
9 4		355,100							
9 5		355,600							
9 6		356,100							
9 7		356,600							
9 8		357,200							
9 9		357,800							
1 0 0		358,300							
1 0 1		358,700							
1 0 2		359,100							
1 0 3		359,500							
1 0 4		359,900							
1 0 5		360,300							
再任用職員	187,700	215,200	240,300	264,200	281,800	313,000	339,600	373,000	415,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けていない職員に適用する。

別表第2号(第5条関係)

消防職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
再任用職員 以外の 職員	1	169,100	246,300	274,700	310,700	346,300	384,500	406,800	456,300
	2	170,700	247,600	276,600	312,600	348,400	386,400	408,600	458,500
	3	172,400	248,900	278,400	314,400	350,400	388,400	410,700	460,800
	4	174,100	250,100	280,100	316,200	352,200	390,400	413,000	463,100
	5	175,600	251,300	282,000	318,000	354,100	392,400	415,000	465,400
	6	177,900	252,500	283,500	320,000	356,000	394,400	417,200	467,900
	7	180,300	253,400	285,100	322,100	358,000	396,400	419,400	470,200
	8	182,600	254,500	286,700	323,900	359,800	398,400	421,600	472,700
	9	184,800	255,700	288,500	325,700	361,700	400,700	423,800	475,100
	10	186,100	256,700	290,100	327,500	363,600	402,700	425,900	477,600
	11	187,500	257,500	292,000	329,500	365,500	404,700	428,000	480,000
	12	188,900	258,300	293,300	331,200	367,300	406,600	430,100	482,500
	13	190,300	259,200	295,100	333,000	369,200	408,500	432,100	484,800
	14	191,500	260,400	297,100	334,900	371,300	410,300	433,900	487,000
	15	192,800	261,400	299,100	336,700	373,200	412,100	435,900	489,200
	16	194,100	262,400	301,100	338,400	375,100	414,000	437,900	491,400
	17	195,300	263,700	303,000	340,000	377,100	415,800	439,900	493,000
	18	196,500	264,900	304,900	341,800	379,000	417,400	441,600	494,500
	19	197,800	266,000	306,800	343,700	380,900	419,000	443,200	496,000
	20	199,100	267,300	308,600	345,500	382,800	420,700	444,900	497,500
	21	200,400	268,900	310,400	347,100	384,600	422,400	446,700	499,100
	22	201,700	270,500	312,300	348,700	386,000	423,900	448,400	500,500
	23	203,000	272,100	314,000	350,400	387,300	425,500	450,200	501,900
	24	204,400	273,600	315,900	351,900	388,700	427,000	452,000	503,300
	25	205,800	275,100	317,400	353,400	390,000	428,300	453,800	504,500
	26	208,000	276,500	319,400	355,000	391,400	429,600	455,500	505,700
	27	210,200	278,200	321,500	356,400	392,800	430,900	457,100	506,900
	28	212,200	279,700	323,400	357,800	394,200	432,100	458,800	508,100
	29	214,500	281,300	325,100	359,100	395,500	433,400	460,200	509,000
	30	216,100	282,700	326,800	360,400	396,900	434,400	461,600	509,800
	31	217,700	284,300	328,800	361,600	398,300	435,400	462,900	510,800
	32	219,300	286,000	330,800	362,900	399,700	436,400	464,400	511,800
	33	220,800	287,700	332,600	364,100	401,000	437,400	465,900	512,800
	34	222,500	289,100	334,500	365,300	402,000	438,500	467,100	513,200
	35	224,200	290,900	336,300	366,500	403,000	439,500	468,600	513,700
	36	225,800	292,700	338,100	367,700	403,900	440,600	470,200	514,300

3 7	227, 200	294, 000	339, 800	369, 000	404, 800	441, 700	471, 700	514, 900
3 8	228, 700	295, 200	341, 700	370, 100	405, 900	442, 600	473, 200	515, 300
3 9	230, 200	297, 000	343, 600	371, 200	407, 100	443, 400	474, 600	516, 000
4 0	231, 600	298, 700	345, 400	372, 400	408, 300	444, 300	475, 900	516, 700
4 1	233, 100	300, 600	347, 100	373, 400	409, 600	445, 000	477, 300	517, 400
4 2	234, 700	302, 200	348, 700	374, 400	410, 800	445, 800	478, 300	
4 3	236, 200	303, 800	350, 400	375, 400	412, 000	446, 500	479, 200	
4 4	237, 700	305, 500	351, 900	376, 500	413, 300	447, 200	480, 100	
4 5	239, 000	307, 000	353, 400	377, 800	414, 700	448, 000	481, 000	
4 6	240, 400	308, 400	355, 000	378, 600	415, 800	448, 800	482, 000	
4 7	241, 900	310, 200	356, 400	379, 400	416, 900	449, 700	483, 000	
4 8	243, 000	312, 100	357, 800	380, 200	418, 100	450, 400	484, 000	
4 9	244, 400	313, 800	359, 100	380, 800	419, 100	451, 300	484, 900	
5 0	245, 500	315, 500	360, 400	381, 500	420, 100	452, 100	485, 800	
5 1	246, 900	317, 200	361, 600	382, 300	421, 100	453, 100	486, 700	
5 2	247, 900	319, 000	362, 900	383, 000	422, 000	454, 100	487, 400	
5 3	249, 200	320, 600	364, 100	383, 600	422, 800	455, 000	488, 100	
5 4	250, 300	322, 300	365, 300	384, 300	423, 700			
5 5	251, 400	323, 800	366, 500	384, 900	424, 600			
5 6	252, 600	325, 300	367, 700	385, 500	425, 400			
5 7	253, 800	326, 900	369, 000	386, 200	426, 100			
5 8	254, 800	328, 100	370, 100	386, 900	426, 900			
5 9	256, 000	329, 600	371, 200	387, 600	427, 600			
6 0	257, 500	331, 300	372, 400	388, 200	428, 500			
6 1	258, 700	333, 000	373, 400	388, 900	429, 400			
6 2	259, 900	334, 600	374, 400	389, 600	430, 200			
6 3	261, 400	336, 200	375, 400	390, 500	431, 100			
6 4	262, 800	337, 900	376, 400	391, 500	432, 000			
6 5	264, 400	339, 500	377, 700	392, 300	432, 800			
6 6	265, 500	340, 600	378, 500	393, 100	433, 700			
6 7	267, 100	341, 600	379, 300	393, 900	434, 600			
6 8	268, 700	342, 600	380, 100	394, 600	435, 400			
6 9	270, 300	343, 500	380, 600	395, 300	436, 300			
7 0	271, 900	344, 300	381, 300	396, 100	437, 100			
7 1	273, 800	345, 100	382, 000	396, 900	438, 000			
7 2	275, 300	345, 900	382, 600	397, 700	438, 900			
7 3	276, 800	346, 500	383, 200	398, 500	439, 700			
7 4	278, 400	347, 100	383, 900	399, 200				
7 5	280, 100	347, 800	384, 500	400, 100				
7 6	281, 600	348, 300	385, 100	400, 900				
7 7	283, 200	348, 800	385, 700	401, 600				

7 8	284,700	349,400	386,300	402,500				
7 9	286,100	349,800	387,000	403,500				
8 0	287,600	350,300	387,600	404,500				
8 1	289,000	350,800	388,100	405,500				
8 2	290,100	351,300	388,900	406,500				
8 3	291,100	351,700	389,800	407,500				
8 4	292,100	352,100	390,800	408,600				
8 5	293,100	352,400	391,500	409,600				
8 6	294,000	352,900	392,400	410,400				
8 7	294,900	353,400	393,300	411,200				
8 8	295,800	353,800	394,100	411,900				
8 9	296,700	354,200	394,800	412,400				
9 0	297,300	354,800	395,600	413,000				
9 1	297,900	355,300	396,500	413,500				
9 2	298,500	356,000	397,100	414,000				
9 3	299,200	356,600	397,500	414,700				
9 4	299,800	357,200	398,200					
9 5	300,400	357,800	399,000					
9 6	300,900	358,300	399,700					
9 7	301,300	358,700	400,200					
9 8	301,600	359,100						
9 9	302,000	359,500						
1 0 0	302,400	359,900						
1 0 1	302,800	360,300						
1 0 2	303,100							
1 0 3	303,500							
1 0 4	303,900							
1 0 5	304,200							
再任用職員	215,200	240,300	264,200	281,800	313,000	339,600	373,000	415,100

備考 この表は、消防吏員に適用する。

別表第3号 (第5条関係)

医療職給料表 (1)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
再任用職員 以外の 職員	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800
	28	344,700	410,600	463,700	526,600
	29	347,100	412,900	465,800	528,200
	30	348,900	415,000	468,100	530,000
	31	350,700	417,000	470,400	531,800
	32	352,700	419,100	472,600	533,600
	33	354,900	421,000	474,600	535,200
	34	357,200	422,800	476,700	537,000
	35	359,300	424,600	478,800	538,700
	36	361,600	426,600	480,900	540,500

3 7	363,700	428,500	483,000	542,100
3 8	366,100	430,500	484,800	543,700
3 9	368,300	432,400	486,600	545,100
4 0	370,300	434,400	488,400	546,700
4 1	372,500	436,200	490,100	548,200
4 2	373,500	438,000	491,900	549,600
4 3	374,300	439,700	493,700	551,000
4 4	375,000	441,500	495,500	552,300
4 5	376,200	443,300	497,100	553,500
4 6	377,600	445,100	498,800	554,500
4 7	379,100	446,900	500,600	555,500
4 8	380,600	448,600	502,400	556,500
4 9	381,700	450,400	504,000	557,500
5 0	382,700	452,100	505,300	558,400
5 1	383,700	453,900	506,600	559,300
5 2	384,500	455,700	507,900	560,200
5 3	385,400	457,600	508,900	561,000
5 4	386,300	458,800	510,200	561,900
5 5	387,000	460,000	511,500	562,800
5 6	387,900	461,200	512,800	563,700
5 7	388,600	462,400	513,800	564,600
5 8	389,500	463,400	514,600	565,500
5 9	390,300	464,400	515,400	566,400
6 0	391,100	465,400	516,200	567,100
6 1	391,600	466,200	517,100	568,000
6 2	392,100	466,900	517,900	568,900
6 3	392,500	467,600	518,800	569,800
6 4	393,000	468,300	519,600	570,700
6 5	393,300	469,000	520,500	571,600
6 6		469,700	521,400	
6 7		470,400	522,100	
6 8		471,000	523,000	
6 9		471,300	523,900	
7 0		472,000	524,700	
7 1		472,700	525,600	
7 2		473,400	526,500	
7 3		473,800	527,300	
7 4		474,400	528,200	
7 5		475,100	529,100	
7 6		475,800	529,800	
7 7		476,200	530,600	

	7 8		476, 800	531, 500	
	7 9		477, 400	532, 400	
	8 0		477, 900	533, 300	
	8 1		478, 500	534, 100	
	8 2		479, 000	535, 000	
	8 3		479, 500	535, 900	
	8 4		480, 000	536, 800	
	8 5		480, 400	537, 600	
	8 6		481, 000	538, 500	
	8 7		481, 400	539, 400	
	8 8		481, 900	540, 300	
	8 9		482, 400	541, 100	
	9 0		483, 000		
	9 1		483, 600		
	9 2		484, 000		
	9 3		484, 500		
	9 4		485, 100		
	9 5		485, 700		
	9 6		486, 300		
	9 7		486, 800		
再任用職員		296, 200	338, 600	393, 000	466, 000

備考 この表は、医師及び歯科医師で市長が規則で定めるものに適用する。

別表第4号(第5条関係)

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
再任用職 員以外の 職員	1	155,100	191,500	226,800	252,400	277,600	327,000	371,100	437,200
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	279,500	329,000	373,800	439,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	281,400	331,200	376,400	442,300
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	283,200	333,400	379,100	444,900
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	285,100	335,200	381,500	447,300
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	286,900	337,400	384,200	449,800
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	288,700	339,400	386,800	452,300
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	290,600	341,600	389,500	454,800
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	292,500	343,400	391,600	457,200
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	294,100	345,500	393,900	459,600
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	295,800	347,600	396,100	462,200
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	297,500	349,700	398,300	464,600
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	299,300	351,200	400,400	467,100
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	301,100	353,200	402,400	468,600
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	302,700	355,100	404,400	469,900
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	304,100	357,100	406,500	471,200
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	305,900	358,900	408,300	472,400
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	307,700	360,900	410,300	473,700
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	309,700	362,900	412,200	475,000
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	311,600	364,900	414,300	476,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	313,300	366,700	416,100	477,500
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	315,200	368,700	417,700	478,900
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	316,900	370,800	419,300	480,300
	24	192,200	227,300	256,000	282,200	318,800	372,900	420,800	481,500
	25	193,800	228,500	257,000	283,900	320,800	374,300	422,300	482,900
	26	195,100	229,900	258,100	285,600	322,700	376,100	423,600	484,200
	27	196,600	231,200	259,200	287,400	324,600	377,900	424,900	485,600
	28	198,000	232,400	260,400	289,000	326,500	379,600	426,200	487,000
	29	199,500	233,600	261,800	290,700	328,200	381,400	427,500	488,400
	30	200,700	234,900	263,400	292,500	330,000	382,900	428,700	489,500
	31	202,000	236,400	265,000	294,200	331,900	384,500	429,900	490,600
	32	203,300	237,700	266,500	296,000	333,900	386,200	431,000	491,700
	33	204,700	238,700	267,800	297,900	335,700	387,500	432,200	492,800
	34	206,100	240,000	269,500	299,800	337,400	388,800	433,400	493,700
	35	207,400	240,900	271,100	301,800	339,200	390,100	434,600	494,600
	36	208,800	242,100	272,700	303,400	341,100	391,300	435,800	495,500

3 7	209,900	243,400	274,100	305,300	342,800	392,400	437,000	496,500
3 8	211,200	244,500	275,600	307,100	344,600	393,600	437,800	
3 9	212,500	245,600	277,200	309,100	346,500	394,700	438,500	
4 0	213,800	246,700	278,600	311,000	348,300	395,800	439,200	
4 1	214,900	247,800	279,800	312,800	350,100	396,600	439,800	
4 2	216,100	248,700	281,200	314,700	351,800	397,400	440,500	
4 3	217,300	249,600	282,700	316,100	353,400	398,200	441,300	
4 4	218,500	250,400	284,200	318,000	355,100	399,000	442,000	
4 5	219,600	251,500	285,700	320,000	356,300	399,400	442,600	
4 6	220,700	252,800	287,400	321,900	357,400	400,100	443,400	
4 7	221,700	254,100	289,100	323,800	358,600	400,800	444,200	
4 8	222,700	255,300	290,700	325,800	359,800	401,400	444,800	
4 9	223,600	256,800	291,900	327,700	361,000	402,100	445,400	
5 0	224,500	258,200	293,500	329,600	361,800	402,800	446,200	
5 1	225,400	259,400	294,800	331,500	363,000	403,400	446,900	
5 2	226,300	260,600	296,400	333,500	364,100	404,000	447,500	
5 3	226,600	261,600	297,700	335,400	365,100	404,600	448,000	
5 4	227,400	262,900	299,200	337,300	366,100	405,300	448,400	
5 5	228,000	264,200	300,600	339,100	367,100	406,000	448,800	
5 6	228,800	265,300	302,100	341,000	368,100	406,700	449,200	
5 7	229,500	266,100	303,100	342,800	368,900	407,000	449,600	
5 8	230,200	267,300	304,300	344,600	369,700	407,800	450,000	
5 9	230,800	268,500	305,500	346,500	370,600	408,300	450,400	
6 0	231,400	269,600	306,900	348,300	371,500	408,800	450,800	
6 1	232,100	270,500	308,200	350,100	372,000	409,200	451,200	
6 2	232,700	271,600	309,400	351,800	372,800	410,100	451,700	
6 3	233,300	272,700	310,700	353,400	373,600	411,100	452,100	
6 4	234,000	273,800	311,900	355,100	374,400	412,000	452,500	
6 5	234,600	274,600	313,300	356,300	374,800	412,600	452,800	
6 6	235,300	275,700	314,100	357,400	375,500	413,600		
6 7	236,000	276,600	314,900	358,600	376,200	414,500		
6 8	236,700	277,700	315,700	359,800	376,900	415,500		
6 9	237,300	278,700	316,300	361,000	377,300	416,400		
7 0	237,900	279,700	317,000	361,800	377,900	417,300		
7 1	238,500	280,800	317,700	363,000	378,600	418,200		
7 2	239,000	281,900	318,300	364,100	379,200	419,100		
7 3	239,600	282,500	319,000	365,100	379,600	420,100		
7 4	240,300	283,200	319,200	366,100	380,100	421,000		
7 5	241,000	283,700	319,800	367,100	380,600	421,700		
7 6	241,500	284,500	320,400	368,100	381,100	422,300		
7 7	241,900	285,300	321,000	368,900	381,700	422,800		

7 8	242,400	285,900	321,500	369,700	382,200	423,200		
7 9	242,900	286,500	322,000	370,600	382,800	423,600		
8 0	243,200	287,100	322,500	371,500	383,400	424,000		
8 1	243,500	287,800	323,100	372,100	383,900	424,500		
8 2	243,800	288,300	323,600	372,800	384,400	424,900		
8 3	244,100	288,700	324,000	373,400	384,900	425,300		
8 4	244,400	289,100	324,500	373,900	385,400	425,700		
8 5	244,700	289,300	325,000	374,200	385,700	426,000		
8 6		289,500	325,400	374,500	386,200			
8 7		289,700	325,600	374,800	386,600			
8 8		289,900	326,000	375,100	387,000			
8 9		290,300	326,400	375,400	387,400			
9 0		290,500	326,800					
9 1		290,700	327,200					
9 2		290,900	327,600					
9 3		291,300	327,900					
9 4		291,500	328,100					
9 5		291,700	328,500					
9 6		292,000	328,800					
9 7		292,400	329,000					
9 8		292,700	329,300					
9 9		292,900	329,600					
1 0 0		293,200	329,900					
1 0 1		293,500	330,100					
1 0 2		293,700	330,400					
1 0 3		293,900	330,800					
1 0 4		294,200	331,000					
1 0 5		294,500	331,200					
1 0 6			331,400					
1 0 7			331,800					
1 0 8			332,000					
1 0 9			332,200					
1 1 0			332,600					
1 1 1			333,000					
1 1 2			333,400					
1 1 3			333,600					
再任用職員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

備考 この表は、薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で市長が規則で定めるものに適用する。

別表第5号(第5条関係)

医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
再任用職員 以外の 職員	1	169,900	197,000	243,600	265,700	276,200	287,100	330,200	374,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	277,200	288,800	332,300	376,700
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	278,200	290,400	334,200	379,400
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	279,300	292,200	336,400	382,000
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	280,600	293,900	338,300	384,200
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	281,800	295,700	340,400	386,600
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	282,800	297,400	342,600	388,900
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	284,000	299,100	344,700	391,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	285,500	301,000	346,100	393,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	287,100	302,700	348,100	395,300
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	288,400	304,400	350,000	397,500
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	289,500	306,100	352,000	399,800
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	290,800	307,600	354,000	401,700
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	292,100	309,200	356,100	403,700
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	293,500	311,000	358,200	405,900
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	294,700	312,800	360,200	408,100
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	296,000	314,500	362,200	410,100
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	297,400	316,100	364,200	412,300
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	298,900	317,800	366,300	414,500
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	300,400	319,500	368,400	416,600
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	301,800	320,900	370,100	418,500
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	303,400	322,400	372,200	420,400
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	304,800	323,900	374,300	422,200
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	306,300	325,400	376,300	424,100
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	307,600	326,800	378,300	425,800
	26	212,500	237,700	269,400	292,100	309,100	328,300	379,900	427,400
	27	213,700	239,400	270,300	293,600	310,700	330,000	381,800	429,100
	28	215,000	241,100	271,300	294,900	312,300	331,400	383,700	430,700
	29	216,200	242,700	272,500	296,000	313,800	332,700	385,500	432,000
	30	217,300	244,100	273,700	297,200	315,400	334,200	387,200	433,300
	31	218,600	245,400	275,200	298,700	317,000	335,700	389,100	434,900
	32	219,700	246,500	276,500	300,100	318,500	337,300	390,900	436,400
	33	221,000	247,500	278,000	301,400	319,700	338,800	392,600	438,100
	34	222,300	248,600	279,400	303,000	321,200	340,500	394,300	439,700
	35	223,600	249,500	280,600	304,600	322,700	342,200	396,100	441,200
	36	224,900	250,500	281,800	306,300	324,100	343,800	397,800	442,800

3 7	226,000	251,200	283,300	307,600	325,600	345,200	399,300	444,200
3 8	227,400	252,200	284,500	309,200	327,200	346,800	401,000	445,600
3 9	228,700	253,100	285,900	310,700	328,700	348,400	402,800	447,100
4 0	230,100	254,100	287,100	312,300	330,100	349,900	404,500	448,600
4 1	231,000	254,500	288,100	313,800	331,500	351,300	406,000	449,900
4 2	232,400	255,400	289,400	315,400	332,900	352,800	407,700	450,800
4 3	233,700	256,200	290,700	317,000	334,300	354,300	409,400	451,700
4 4	235,100	256,900	292,100	318,500	335,700	355,800	410,900	452,400
4 5	236,300	257,700	293,400	319,700	337,100	357,200	412,300	453,400
4 6	237,700	258,400	294,800	321,200	338,600	358,600	413,900	454,300
4 7	239,000	259,300	296,300	322,700	339,900	360,000	415,400	455,200
4 8	240,300	260,100	297,800	324,100	341,300	361,500	416,800	456,100
4 9	241,200	260,900	298,900	325,600	342,700	363,000	418,400	457,100
5 0	242,300	261,800	300,200	327,200	344,100	364,500	419,900	457,900
5 1	243,300	262,700	301,400	328,700	345,600	366,100	421,400	458,800
5 2	244,300	263,700	302,800	330,100	347,000	367,700	422,800	459,700
5 3	245,000	264,800	304,200	331,500	348,600	369,100	424,200	460,600
5 4	246,000	266,000	305,500	332,900	350,200	370,400	425,700	461,500
5 5	246,900	267,300	306,900	334,300	351,900	371,700	427,100	462,400
5 6	247,800	268,600	308,300	335,700	353,500	373,000	428,500	463,300
5 7	248,500	270,000	309,100	337,100	355,000	374,300	429,600	464,200
5 8	249,500	271,500	310,300	338,600	356,500	375,100	430,500	
5 9	250,100	272,900	311,500	339,900	358,000	376,200	431,400	
6 0	250,900	274,300	312,900	341,300	359,600	377,300	432,100	
6 1	251,700	275,600	314,000	342,700	360,900	378,400	432,900	
6 2	252,500	276,900	315,300	344,100	362,200	379,200	433,800	
6 3	253,300	278,300	316,600	345,600	363,500	380,100	434,700	
6 4	254,100	279,400	317,800	347,000	364,800	381,000	435,600	
6 5	254,800	280,500	319,100	348,600	366,100	381,800	436,500	
6 6	255,500	281,800	320,400	350,200	366,900	382,700	437,400	
6 7	256,300	283,100	321,700	351,900	368,000	383,700	438,100	
6 8	257,000	284,400	323,000	353,500	369,100	384,600	439,000	
6 9	257,800	285,500	323,700	355,000	370,200	385,500	439,700	
7 0	258,600	287,000	324,800	356,500	371,100	386,400	440,300	
7 1	259,500	288,500	325,900	358,000	371,900	387,100	441,100	
7 2	260,500	289,900	326,800	359,600	372,800	387,900	441,900	
7 3	261,800	290,900	328,100	360,900	373,500	388,700	442,600	
7 4	263,100	292,300	328,800	362,200	374,500	389,500	443,400	
7 5	264,200	293,500	329,900	363,500	375,500	390,400	444,200	
7 6	265,300	294,800	331,100	364,800	376,500	391,200	445,000	
7 7	266,200	296,200	332,200	366,100	377,400	392,000	445,900	

7 8	267, 200	297, 500	333, 400	366, 900	378, 100	392, 700
7 9	268, 400	298, 700	334, 500	368, 000	378, 900	393, 300
8 0	269, 400	300, 000	335, 700	369, 100	379, 800	393, 900
8 1	270, 300	300, 500	336, 800	370, 200	380, 500	394, 700
8 2	271, 200	301, 700	337, 900	371, 100	381, 200	395, 200
8 3	272, 200	302, 800	338, 900	371, 900	382, 000	395, 700
8 4	273, 100	304, 000	340, 000	372, 700	382, 800	396, 200
8 5	273, 900	305, 100	340, 900	373, 500	383, 600	396, 700
8 6	274, 700	306, 300	341, 900	374, 200	384, 200	397, 400
8 7	275, 600	307, 500	342, 800	374, 900	384, 900	398, 200
8 8	276, 500	308, 600	343, 800	375, 400	385, 500	399, 000
8 9	277, 300	309, 900	344, 800	375, 900	386, 300	399, 600
9 0	278, 200	311, 100	345, 600		386, 700	400, 400
9 1	279, 000	312, 300	346, 400		387, 000	401, 300
9 2	280, 000	313, 500	347, 200		387, 400	402, 200
9 3	280, 900	314, 300	347, 800		387, 800	402, 900
9 4	281, 900	315, 000	348, 400		388, 200	403, 800
9 5	282, 800	315, 700	349, 100		388, 500	404, 700
9 6	283, 800	316, 300	349, 700		388, 800	405, 600
9 7	284, 400	317, 000	350, 100		389, 100	406, 400
9 8	285, 200	317, 300	350, 500		389, 400	407, 200
9 9	285, 800	317, 900	351, 000		389, 800	408, 000
1 0 0	286, 700	318, 600	351, 400		390, 200	408, 800
1 0 1	287, 500	319, 000	351, 900		390, 600	409, 600
1 0 2	288, 300	319, 600	352, 300			410, 300
1 0 3	289, 100	320, 200	352, 800			410, 900
1 0 4	289, 900	320, 800	353, 200			411, 500
1 0 5	290, 600	321, 200	353, 500			412, 100
1 0 6	291, 100	321, 700	354, 000			412, 700
1 0 7	291, 600	322, 200	354, 400			413, 400
1 0 8	292, 100	322, 700	354, 700			414, 000
1 0 9	292, 300	323, 100	355, 200			414, 600
1 1 0	292, 600	323, 500	355, 700			415, 300
1 1 1	292, 800	323, 800	356, 200			416, 100
1 1 2	293, 200	324, 100	356, 700			416, 700
1 1 3	293, 500	324, 500	357, 200			417, 400
1 1 4	293, 700	324, 900	357, 700			418, 000
1 1 5	294, 100	325, 300	358, 200			418, 700
1 1 6	294, 400	325, 600	358, 600			419, 300
1 1 7	294, 700	325, 800	359, 000			419, 800
1 1 8	295, 000	326, 100	359, 400			420, 500

1 1 9	295,300	326,500	359,900	421,200
1 2 0	295,700	326,700	360,400	421,900
1 2 1	296,000	326,900	360,800	422,500
1 2 2	296,400	327,200	361,300	423,200
1 2 3	296,700	327,500	361,800	423,800
1 2 4	297,100	327,800	362,300	424,500
1 2 5	297,300	328,000	362,600	425,100
1 2 6	297,500	328,300		425,600
1 2 7	297,800	328,700		426,100
1 2 8	298,200	328,900		426,600
1 2 9	298,400	329,100		427,200
1 3 0	298,700	329,300		
1 3 1	299,100	329,700		
1 3 2	299,500	329,900		
1 3 3	299,700	330,200		
1 3 4	300,000	330,600		
1 3 5	300,400	331,000		
1 3 6	300,700	331,400		
1 3 7	300,900	331,700		
1 3 8	301,200	332,100		
1 3 9	301,600	332,500		
1 4 0	301,900	332,900		
1 4 1	302,100	333,200		
1 4 2	302,500	333,600		
1 4 3	302,900	333,900		
1 4 4	303,200	334,300		
1 4 5	303,300	334,600		
1 4 6	303,600	335,000		
1 4 7	303,900	335,400		
1 4 8	304,300	335,800		
1 4 9	304,500	336,100		
1 5 0	304,700	336,500		
1 5 1	305,000	336,900		
1 5 2	305,300	337,300		
1 5 3	305,700	337,600		
1 5 4	305,900			
1 5 5	306,100			
1 5 6	306,400			
1 5 7	306,700			
1 5 8	307,000			
1 5 9	307,300			

	1 6 0	307,600							
	1 6 1	308,000							
	1 6 2	308,300							
	1 6 3	308,600							
	1 6 4	308,900							
	1 6 5	309,300							
	1 6 6	309,600							
	1 6 7	309,900							
	1 6 8	310,200							
	1 6 9	310,600							
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	280,900	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で市長が規則で定めるものに適用する。

(別紙2)
別表(第3条関係)

特殊行政職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
再任用職 員以外の 職員		(円)	(円)	(円)
	1	153,000	226,000	275,800
	2	153,800	227,500	277,500
	3	154,600	229,100	279,100
	4	155,400	230,700	280,800
	5	156,100	232,200	282,400
	6	157,200	233,900	284,200
	7	158,300	235,800	286,000
	8	159,300	237,500	288,000
	9	160,400	239,100	289,600
	10	161,700	240,800	291,500
	11	162,900	242,500	293,200
	12	164,000	244,000	294,900
	13	165,000	245,500	296,700
	14	166,200	247,000	298,800
	15	167,400	248,200	300,900
	16	168,600	249,700	303,100
	17	169,800	251,000	304,900
	18	171,200	252,200	306,900
	19	172,600	253,500	308,800
	20	174,000	254,600	310,800
	21	175,200	255,400	312,700
	22	176,900	256,400	314,500
	23	178,700	257,500	316,300
	24	180,300	258,800	318,200
	25	181,700	260,100	319,800
	26	183,100	261,500	321,800
	27	184,400	262,800	323,600
	28	185,700	264,200	325,700
	29	186,900	265,700	327,400
	30	188,100	267,400	329,500
	31	189,200	269,200	331,400
	32	190,400	270,900	333,500
	33	191,400	272,500	335,800
	34	192,400	274,200	337,900
35	193,400	275,700	339,800	

3 6	194,400	277,500	341,900
3 7	195,400	279,300	343,700
3 8	196,400	280,800	345,700
3 9	197,400	282,500	347,500
4 0	198,400	284,300	349,300
4 1	199,300	286,000	351,300
4 2	200,400	287,700	353,200
4 3	201,600	289,400	355,100
4 4	202,700	291,200	357,000
4 5	203,900	293,000	358,900
4 6	205,000	294,700	361,000
4 7	206,100	296,600	363,000
4 8	207,300	298,300	364,900
4 9	208,600	300,200	366,400
5 0	209,900	301,900	368,000
5 1	211,200	303,600	369,600
5 2	212,400	305,400	371,200
5 3	213,500	306,800	372,700
5 4	214,800	308,300	373,900
5 5	216,100	310,000	375,100
5 6	217,500	311,900	376,500
5 7	218,900	313,700	377,900
5 8	220,300	315,500	379,100
5 9	221,500	317,200	380,200
6 0	222,700	319,000	381,300
6 1	223,700	320,600	382,400
6 2	224,700	322,400	383,400
6 3	226,100	324,000	384,300
6 4	227,500	325,600	385,200
6 5	228,900	327,100	386,100
6 6	230,200	328,500	387,000
6 7	231,700	330,000	387,900
6 8	233,000	331,800	388,800
6 9	234,100	333,300	389,500
7 0	235,500	335,200	390,400
7 1	236,800	337,000	391,400
7 2	238,100	338,800	392,400
7 3	239,300	340,200	393,200
7 4	240,400	341,400	394,100
7 5	241,700	342,500	394,900
7 6	243,100	343,600	395,800

7 7	244, 600	344, 500	396, 500
7 8	245, 900	345, 600	397, 300
7 9	247, 100	346, 300	398, 100
8 0	248, 100	347, 400	398, 800
8 1	249, 200	348, 200	399, 500
8 2	250, 400	349, 100	400, 400
8 3	251, 400	349, 800	401, 200
8 4	252, 600	350, 300	402, 000
8 5	253, 900	351, 000	402, 900
8 6	255, 100	351, 400	403, 900
8 7	256, 300	351, 800	405, 000
8 8	257, 400	352, 300	406, 100
8 9	258, 500	352, 800	406, 800
9 0	260, 000	353, 300	407, 900
9 1	261, 500	353, 600	408, 900
9 2	263, 000	354, 100	409, 900
9 3	264, 300	354, 600	410, 800
9 4	266, 000	355, 100	411, 800
9 5	267, 500	355, 600	412, 800
9 6	269, 200	356, 100	413, 700
9 7	270, 900	356, 600	414, 700
9 8	272, 600	357, 200	415, 000
9 9	274, 500	357, 800	415, 300
1 0 0	276, 400	358, 300	415, 600
1 0 1	277, 800	358, 700	415, 900
1 0 2	279, 600	359, 100	416, 100
1 0 3	281, 400	359, 500	416, 300
1 0 4	283, 000	359, 900	416, 500
1 0 5	284, 600	360, 300	416, 700
1 0 6	286, 000		
1 0 7	287, 300		
1 0 8	288, 700		
1 0 9	289, 800		
1 1 0	290, 700		
1 1 1	291, 600		
1 1 2	292, 800		
1 1 3	294, 000		
1 1 4	294, 900		
1 1 5	295, 800		
1 1 6	296, 800		
1 1 7	297, 700		

	1 1 8	298,300		
	1 1 9	298,800		
	1 2 0	299,500		
	1 2 1	300,100		
	1 2 2	300,700		
	1 2 3	301,100		
	1 2 4	301,500		
	1 2 5	301,900		
	1 2 6	302,300		
	1 2 7	302,600		
	1 2 8	303,000		
	1 2 9	303,100		
再任用職員		215,200	240,300	271,800

備考 この表は、単純な労務に雇用される職員（市長が別に定める技能職員を含む。）に適用する。

令和 4 年 12 月 14 日提出

松山市長 野 志 克 仁

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正について

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和 43 年条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第 2 条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。
(松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第 3 条 松山市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和 41 年条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第 4 条 松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（次項において「改正後の特別職給与条例」という。）第 3 条第 2 項ただし書の規定及び第 3 条

の規定による改正後の松山市公営企業管理者の給与等に関する条例（次項において「改正後の公営企業管理者給与条例」という。）第3条ただし書の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の特別職給与条例又は改正後の公営企業管理者給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の特別職給与条例又は改正後の公営企業管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（提案理由）

市長等の期末手当の額を改定するため、本案を提出する。

議案第 88 号

令和 4 年度松山市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 4 年度松山市一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 938, 883 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 220, 884, 183 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 4 年 1 2 月 1 4 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		65,367,000 千円	2,665,000 千円	68,032,000 千円
	1 市民税	28,699,000	1,300,000	29,999,000
	2 固定資産税	30,547,000	974,000	31,521,000
	4 市たばこ税	2,900,000	391,000	3,291,000
11 地方特例交付金		378,000	148,413	526,413
14 分担金及び負担金	1 地方特例交付金	378,000	148,413	526,413
	1 分担金	812,841	4,450	817,291
16 国庫支出金	1 分担金	37,439	4,450	41,889
	2 国庫補助金	58,257,454	210,294	58,467,748
17 県支出金	2 国庫補助金	17,110,754	210,294	17,321,048
	2 県補助金	18,629,261	105,966	18,735,227
22 諸収入	2 県補助金	5,737,409	105,966	5,843,375
	4 雑入	9,095,156	18,160	9,113,316
23 市債	4 雑入	4,373,971	18,160	4,392,131
	1 市債	9,746,200	786,600	10,532,800
歳入	合計	216,945,300	3,938,883	220,884,183

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		16,231,903 千円	82,340 千円	16,314,243 千円
	1 総務管理費	11,555,959	36,386	11,592,345
	2 徴税費	2,278,715	35,000	2,313,715
3 民生費	3 戸籍住民基本台帳費	1,462,976	10,954	1,473,930
		105,770,018	981,098	106,751,116
	1 社会福祉費	48,124,853	94,184	48,219,037
4 衛生費	2 児童福祉費	35,621,718	418,573	36,040,291
	3 生活保護費	22,023,447	468,341	22,491,788
		25,165,283	1,574,431	26,739,714
6 農林水産業費	1 保健衛生費	5,118,118	219,974	5,338,092
	2 保健所費	13,599,440	1,354,457	14,953,897
		2,887,782	78,596	2,966,378
7 商工費	1 農業費	950,211	76,106	1,026,317
	3 林業費	316,716	2,490	319,206
		10,468,157	8,173	10,476,330
8 土木費	1 商工費	8,163,030	8,173	8,171,203
		16,189,696	725,414	16,915,110
	2 道路橋梁費	3,179,866	13,687	3,193,553

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 河川費	1,054,805 千円	106,200 千円	1,161,005 千円
	5 都市計画費	8,985,140	605,527	9,590,667
9 消防費		5,764,035	20,000	5,784,035
10 教育費	1 消防費	5,764,035	20,000	5,784,035
		15,992,224	468,831	16,461,055
	2 小学校費	3,138,554	176,798	3,315,352
	3 中学校費	1,250,412	256,072	1,506,484
	6 保健体育費	6,544,679	35,961	6,580,640
歳	出 合 計	216,945,300	3,938,883	220,884,183

第2表 債務負担行為補正（松山市一般会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
職員健康診断等業務委託	令和4年度～令和5年度	26,200
松山市総合計画策定事業	令和4年度～令和6年度	33,000
広報まつやま発行事業	令和4年度～令和5年度	79,200
広報まつやま等配送事業	令和4年度～令和7年度	203,100
デ－タエ－ン5年契約（業務委託）	令和4年度～令和6年度	41,100
庁内LAN機器等ネットワーク（令和5年度基幹ネットワーク借器分）	令和4年度～令和10年度	112,200
文学賞運営業務委託	令和4年度～令和5年度	17,500

事 項	期 間	限 度 額
伊 公 台 金 支 管 所 理 業 ・ 久 谷 支 委 所 託	令 和 4 年 度 ~ 令 和 7 年 度	7, 5 0 0 千 円
ふ る さ と 納 税 支 援 業 務 委 託	令 和 4 年 度 ~ 令 和 7 年 度	3 2 0, 2 0 0
商 店 街 保 育 事 業	令 和 4 年 度 ~ 令 和 9 年 度	2 9 4, 1 0 0
生 石 保 育 園 運 営 委 託	令 和 4 年 度 ~ 令 和 9 年 度	7 6 2, 8 0 0
小 百 合 保 育 園 運 営 委 託	令 和 4 年 度 ~ 令 和 9 年 度	6 3 4, 6 0 0
桑 原 保 育 園 運 営 委 託	令 和 4 年 度 ~ 令 和 9 年 度	7 3 4, 7 0 0
中 島 こ ど も 園 移 転 建 替 事 業	令 和 4 年 度 ~ 令 和 5 年 度	1 7 7, 6 0 0
生 活 保 護 シ ス テ ム 改 修 委 託 (医 療 扶 助 オ ン ラ イ ン 化 対 応) 業 務 委 託	令 和 4 年 度 ~ 令 和 5 年 度	8, 3 0 0

事 項	期 間	限 度 額
狂 犬 病 予 防 業 務 委 託	令 和 4 年 度 ~ 令 和 5 年 度	3, 1 0 0
予 防 接 種 ワ ク チ ン 供 給 業 務 委 託	令 和 4 年 度 ~ 令 和 5 年 度	6 4 5, 0 0 0
一 (平 地 改 良 事 業)	令 和 4 年 度 ~ 令 和 5 年 度	6, 0 0 0
松 山 城 二 之 丸 史 迹 庭 園 委 託 そ の 他 付 帯 施 設 等 指 定 管 理 委 託	令 和 4 年 度 ~ 令 和 9 年 度	6 6 3, 1 0 0
生 (市 道 桑 原 整 備 事 業)	令 和 4 年 度 ~ 令 和 5 年 度	2, 5 0 0
安 (全 市 道 歩 道 潮 見 整 備 事 業)	令 和 4 年 度 ~ 令 和 5 年 度	8, 0 0 0
安 (全 市 道 歩 道 余 土 8 整 備 事 業)	令 和 4 年 度 ~ 令 和 5 年 度	2, 0 0 0
安 (全 市 道 歩 道 小 野 8 8 整 備 事 業)	令 和 4 年 度 ~ 令 和 5 年 度	3, 5 0 0

千円

事 項	期 間	限 度 額
下水排水路等整備事業(浅原)	令和4年度～令和5年度	3,000 千円
下水排水路等整備事業(中内)	令和4年度～令和5年度	3,000
城山公園及び指定公園内施設等委託管理に係る	令和4年度～令和9年度	366,000

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 変更

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路建設等事業	千円	<ol style="list-style-type: none"> 借入先 財務省、地方公共 団体金融機構その他 借入方法 普通貸借又は証券 発行の方法による。 借入時期 令和4年度。ただ し工事又は財政の都 合により起債額の全 部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入 れすることができる。 	年5% 以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等について は、利率の 見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率。)	<ol style="list-style-type: none"> 償還期限 30年以内(内据置 5年以内) 償還額及び財源 一般財源及び事業 収入等により元利均等 又は元金均等償還する。 ただし必要に応じ繰上 償還、償還期限の短縮 又は低利償に借換えす ることができる。 財務省、地方公共団 体金融機構その他より 借り入れる場合において 前各号の償還の方法が 借入先の融通条件に抵 触するときは、その融通 条件によることができる。 	千円	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
	40,000	同上	同上	同上	80,000	同上	同上	同上
	710,000	同上	同上	同上	同上	1,210,000	同上	同上
義務教育施設整備事業	510,000	同上	同上	同上	760,000	同上	同上	同上

議案第 89 号

令和 4 年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度松山市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表債務負担行為補正」による。

令和 4 年 1 2 月 1 4 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 債務負担行為補正（松山市国民健康保険事業勘定特別会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
特 定 保 和 健 指 導 契 約 委 託 (5 年)	令和4年度～令和6年度	21,900 千円

令和4年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ277,671千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,696,164千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月14日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市介護保険事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		0 千円	277,671 千円	277,671 千円
	1 繰越金	0	277,671	277,671
歳入	合計	52,418,493	277,671	52,696,164

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸支出金		16,390 千円	277,671 千円	294,061 千円
	1 償還金及び選付加算金	16,390	277,671	294,061
歳出	合計	52,418,493	277,671	52,696,164

議案第91号

令和4年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第4号）

令和4年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,839千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ863,688千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月14日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正 (松山市卸売市場事業特別会計)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		332,201 千円	8,173 千円	340,374 千円
	1 一般会計繰入金	332,201	8,173	340,374
3 諸収入		137,174	9,666	146,840
	1 雑入	137,174	9,666	146,840
歳入	合計	845,849	17,839	863,688

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 卸売市場事業費		841,920 千円	17,839 千円	859,759 千円
	1 市場事業費	841,920	17,839	859,759
歳出	合計	845,849	17,839	863,688

議案第92号

令和4年度松山市松山城観光事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度松山市松山城観光事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

令和4年12月14日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 債務負担行為補正（松山市松山城観光事業特別会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
松山雲東 天守・ 城口駅 等指定 プロ ウエ 管理 委託	令和4年度～令和9年度	1,020,900 千円
松山城山 索道運 行等業 務委託	令和4年度～令和9年度	632,000

議案第93号

令和4年度松山市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度松山市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和4年度松山市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既 決 予 定 額）	（補 正 予 定 額）	（計）
			支 出
第1款 水道事業費用	7,444,900千円	145,000千円	7,589,900千円
第1項 営業費用	7,232,801千円	145,000千円	7,377,801千円

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為をすることができ得る事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
重要施設への給水ルート （ 太 山 寺 町 ほ かの確保事業 ）	令和4年度から 令和5年度まで	8,500 千円
硬質塩化ビニル管等の更新・改良 （ 北 条 辻 ほ かの事業 ）	令和4年度から 令和5年度まで	12,600

令和4年12月14日提出

松山市長、野 志 克 仁

議案第944号

令和4年度松山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度松山市工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和4年度松山市工業用水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
			支 出
第1款 工業用水道事業費用	462,500千円	8,000千円	470,500千円
第1項 営業費用	446,010千円	8,000千円	454,010千円

令和4年12月14日提出

松山市長 野 志 克 仁

議案第95号

令和4年度松山市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度松山市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和4年度松山市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科目） （既決予定額） （補正予定額） （計）

支 出

第1款 公共下水道事業費用 13,521,068千円 125,000千円 13,646,068千円
 第1項 営業費用 11,745,497千円 125,000千円 11,870,497千円

（債務負担行為の補正）

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができざる事項、期間及び限度額に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
中央処理区白石管渠整備事業 （石手白石ほか）	令和4年度から 令和5年度まで	8,400 千円
西部処理区山町管渠整備事業 （東山町）	令和4年度から 令和5年度まで	9,000

令和4年12月14日提出

松山市長 野 志 克 仁

令和4年12月14日提出

松山市長 野 志 克 仁

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和36年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（別紙のとおり）

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（号給の切替え）

2 令和5年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてこの条例による改正前の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定による給料表の適用を受けていた職員であって、その職務の級が1級かつその号給が122号給から129号給までのいずれかであるものの切替日における号給は、121号給とする。

（号給の切替えに伴う経過措置）

3 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、令和10年3月31日までの間、給料月額のほか、切替日の前日に受けていた給料月額を考慮して市長が定める額との差額に相当する額を給料として支給する。

（号給の切替えに伴う退職手当の基本額に係る特例）

4 切替日前に現に在職する職員が退職した場合（当該職員が令和12年3月31日まで

に退職した職員である場合及び同日までに60歳に到達して同日後に退職した職員である場合に限る。)における単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例第14条第6項の規定によりその例によることとされる松山市職員の退職手当に関する条例(昭和33年条例第5号)第7条の2第1項の規定の適用については、同項中「減額されること」とあるのは、「減額されること(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(令和4年条例第 号)による改定により給料月額が減額されることを除く。)」とする。

(提案理由)

本市の単純な労務に雇用される職員の給与を改定するため、本案を提出する。

(別紙)
別表 (第3条関係)

特殊行政職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
		(円)	(円)	(円)
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1	150,100	215,900	253,800
	2	151,100	217,600	255,400
	3	152,200	219,300	257,100
	4	153,200	220,900	258,700
	5	154,200	222,500	260,300
	6	155,300	224,100	262,000
	7	156,300	225,800	263,600
	8	157,400	227,500	265,200
	9	158,300	229,200	266,700
	10	159,500	230,800	268,400
	11	160,600	232,400	270,100
	12	161,700	234,000	271,700
	13	162,700	235,500	273,500
	14	163,900	237,100	275,200
	15	165,000	238,600	277,100
	16	166,100	240,200	278,700
	17	167,100	241,800	280,500
	18	168,300	243,200	282,200
	19	169,500	244,600	284,000
	20	170,800	246,000	285,600
	21	172,000	247,500	287,100
	22	173,200	248,900	288,500
	23	174,400	250,300	290,100
	24	175,800	251,700	291,600
	25	177,100	253,000	293,000
	26	178,400	254,300	294,300
	27	179,700	255,400	295,900
	28	181,100	256,700	297,300
	29	182,400	258,000	298,700
	30	183,500	259,600	300,300
	31	184,900	261,000	302,000
	32	186,200	262,300	303,400
	33	187,500	263,300	305,000
	34	188,800	264,900	306,500
	35	190,000	266,400	308,100

3 6	191, 300	267, 900	309, 600
3 7	192, 600	268, 800	311, 100
3 8	193, 800	270, 300	312, 500
3 9	195, 000	271, 900	314, 000
4 0	196, 300	273, 300	315, 400
4 1	197, 400	274, 500	316, 700
4 2	198, 600	276, 000	318, 000
4 3	199, 800	277, 400	319, 500
4 4	201, 100	278, 900	320, 700
4 5	202, 200	280, 300	322, 200
4 6	203, 400	281, 600	323, 500
4 7	204, 600	283, 100	325, 000
4 8	205, 900	284, 600	326, 500
4 9	207, 200	286, 000	327, 900
5 0	208, 400	287, 400	329, 200
5 1	209, 800	288, 800	330, 700
5 2	211, 100	290, 200	332, 200
5 3	212, 400	291, 700	333, 700
5 4	213, 800	292, 900	335, 000
5 5	215, 100	294, 000	336, 300
5 6	216, 500	295, 100	337, 800
5 7	217, 900	296, 500	339, 200
5 8	219, 300	297, 600	340, 500
5 9	220, 700	298, 600	341, 800
6 0	222, 200	299, 700	343, 300
6 1	223, 600	300, 800	344, 600
6 2	224, 700	301, 800	345, 700
6 3	225, 800	302, 800	346, 800
6 4	226, 900	303, 900	348, 300
6 5	227, 900	305, 000	349, 500
6 6	229, 000	306, 000	350, 500
6 7	230, 000	306, 900	351, 400
6 8	231, 100	307, 900	352, 600
6 9	232, 100	308, 900	353, 800
7 0	233, 100	309, 800	354, 800
7 1	234, 200	310, 500	355, 700
7 2	235, 200	311, 200	356, 800
7 3	236, 200	311, 700	357, 700
7 4	237, 100	312, 400	358, 600
7 5	238, 200	313, 200	359, 500
7 6	239, 300	314, 000	360, 300

7 7	240, 200	314, 600	361, 200
7 8	241, 100	315, 100	362, 000
7 9	242, 200	315, 800	362, 800
8 0	243, 200	316, 500	363, 600
8 1	244, 100	317, 000	364, 300
8 2	245, 000	317, 600	365, 000
8 3	246, 100	318, 100	365, 600
8 4	247, 100	318, 600	366, 300
8 5	248, 000	319, 000	367, 000
8 6	248, 900	319, 600	367, 700
8 7	250, 000	320, 100	368, 200
8 8	251, 000	320, 600	368, 900
8 9	251, 900	321, 000	369, 600
9 0	252, 800	321, 400	370, 100
9 1	253, 800	322, 000	370, 600
9 2	254, 700	322, 400	371, 300
9 3	255, 600	322, 900	372, 000
9 4	256, 400	323, 500	372, 500
9 5	257, 200	324, 000	373, 000
9 6	257, 900	324, 500	373, 700
9 7	258, 600	324, 900	374, 400
9 8	259, 400	325, 400	374, 900
9 9	260, 200	325, 800	375, 400
1 0 0	260, 900	326, 300	376, 100
1 0 1	261, 600	326, 800	376, 700
1 0 2	262, 400	327, 200	377, 200
1 0 3	263, 100	327, 700	377, 700
1 0 4	263, 800	328, 200	378, 400
1 0 5	264, 500	328, 600	379, 000
1 0 6	265, 300		379, 600
1 0 7	266, 000		380, 100
1 0 8	266, 700		380, 800
1 0 9	267, 300		381, 300
1 1 0	267, 900		382, 000
1 1 1	268, 600		382, 500
1 1 2	269, 300		383, 200
1 1 3	269, 900		383, 700
1 1 4	270, 500		384, 400
1 1 5	271, 100		384, 900
1 1 6	271, 800		385, 600
1 1 7	272, 400		386, 100

	1 1 8	273,000		386,800
	1 1 9	273,600		387,300
	1 2 0	274,300		388,000
	1 2 1	274,900		388,500
	1 2 2			389,200
	1 2 3			389,700
	1 2 4			390,400
	1 2 5			390,900
	1 2 6			391,500
	1 2 7			392,000
	1 2 8			392,700
	1 2 9			393,200
	1 3 0			393,800
	1 3 1			394,300
	1 3 2			394,900
	1 3 3			395,300
定年前再 任用短時 間勤務職 員		207,200	227,500	253,800

備考 この表は、単純な労務に雇用される職員（市長が別に定める技能職員を含む。）に適用する。

令和4年12月14日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市事務分掌条例の一部改正について

松山市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市事務分掌条例の一部を改正する条例

松山市事務分掌条例（昭和39年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) こども家庭部

第3条第7号イ中「事項」の次に「（児童福祉に関するものを除く。）」を加え、同条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) こども家庭部

ア 少子化対策に関する事項

イ 児童福祉に関する事項

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

子ども・子育て施策について、推進体制を一元化し、切れ目のない支援をより効果的に行うため、本案を提出する。

議案第98号

令和4年12月14日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市市税賦課徴収条例の一部改正について

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

松山市市税賦課徴収条例（昭和25年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第64条中「15人」を「9人」に改める。

付 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

（提案理由）

固定資産評価審査委員会の委員の定数の適正化を図るため、本案を提出する。

令和 4 年 12 月 14 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

松山市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

松山市個人番号の利用等に関する条例（平成 27 年条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 4 条第 1 項中「第 19 条第 10 号」を「第 19 条第 11 号」に改める。

別表第 1 の 1 の項中「進学準備給付金の支給」の次に「，被保護者健康管理支援事業の実施」を加える。

付 則

この条例は，公布の日から施行する。

（提案理由）

生活に困窮する外国人に対する被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務について個人番号を利用するため，本案を提出する。

松山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

松山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

松山市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和56年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第6項中「前項第2号から第7号までに掲げる事項を登録した」及び「ことができる」を削る。

第14条第1項中「（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。以下同じ。）」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第14条第1項の規定により印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスク（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下この項において同じ。）に記録したものは、この条例による改正後の第5条第6項の規定により磁気ディスクをもって調製された印鑑登録原票に登録された印影とみなす。

（提案理由）

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴い、印鑑登録の印影の記録について書面の印鑑登録原票から磁気ディスクに改めるため、本案を提出する。

令和4年12月14日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市中之川地下駐車場等に係る指定管理者の指定について

松山市中之川地下駐車場等に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名称	所在地
(1) 松山市中之川地下駐車場	松山市湊町三丁目地先 中之川通線地下
(2) 松山市上野町駐車場	松山市上野町甲819番地5
(3) 松山市小坂駐車場	松山市小坂五丁目地先 国道33号高架下
(4) 松山市永木町駐車場	松山市永木町一丁目地先 国道11号高架下
(5) 松山市中村駐車場	松山市中村一丁目地先 国道11号高架下
(6) 松山市保免駐車場	松山市保免上一丁目地先 国道56号高架下
(7) 松山市朝美駐車場	松山市朝美二丁目地先 松山市道 松山環状線西部高架下
(8) 松山市美沢駐車場	松山市美沢一丁目地先 松山市道 松山環状線西部高架下

2. 指定管理者の名称 神奈川県横浜市港北区菊名七丁目3番22号
アマノマネジメントサービス株式会社
代表取締役 前川 龍男
3. 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

(提案理由)

松山市中之川地下駐車場等に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法（抄）

(公の施設の設置, 管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は, 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか, 公の施設の設置及びその管理に関する事項は, 条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は, 指定管理者の指定をしようとするときは, あらかじめ, 当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

令和4年12月14日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市城山公園及び公園内施設等に係る指定管理者の指定について

松山市城山公園及び公園内施設等に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設等の名称及び所在地

名 称	所 在 地
(1) 城山公園堀之内地区	松山市堀之内
(2) 城山公園丸之内地区	松山市丸之内
(3) 松山城天守等	松山市丸之内
(4) 松山城山索道施設（駅舎及び駐車場）	松山市大街道三丁目2番地46ほか
(5) 松山城二之丸史跡庭園	松山市丸之内5番地

2. 指定管理者の名称 愛媛県東温市見奈良1110番地

株式会社 レスパスコーポレーション

代表取締役 越智 陽一

3. 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(提案理由)

松山市城山公園及び公園内施設等に係る指定管理者の指定について、地方自治法第24条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法（抄）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

令和4年12月14日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(難波小学校12棟校舎長寿命化改修ほか主体工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 難波小学校12棟校舎長寿命化改修ほか主体工事
2. 施工場所 松山市中通甲807番地の1
3. 内 容 難波小学校
12棟校舎 鉄筋コンクリート造3階建 1242.95㎡ 改修
(階段下倉庫増築 3.12㎡含む)
昇降機棟 鉄骨造3階建 32.28㎡ 増築
渡り廊下棟 鉄骨造平屋建 18.61㎡ 増築
12棟長寿命化改修工事 1式
昇降機棟増築工事 1式
渡り廊下新築工事 1式
屋外周囲整備工事 1式
環境配慮改修工事 1式
4. 請 負 人 松山市古川南一丁目22番18号
株式会社有光組
代表取締役 有光 智幸
5. 請負金額 2億2,532万4,000円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和4年12月14日提出

松山市長 野 志 克 仁

市道上での事故の損害賠償額を和解により定めることについて
市道上での事故の損害賠償額を次のとおり和解により定める。

記

1. 当事者

松山市

相手方

2. 事故の概要

平成30年8月4日午前10時55分頃、松山市千舟町七丁目8番地6地先の市道小栗鷹場線上において、道路の陥没により、
に損害（物損・人身）を与えたものである。

3. 和解の内容

市から相手方に損害賠償金として8,682,171円を支払い、今後この事件に
関していかなる事情が生じても、双方決して異議を申し立てない。

（提案理由）

市道上での事故について、和解により損害賠償額を定めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(12) 普通地方公共団体はその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、
和解、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

市道路線の認定について

1. 次の路線を市道に認定する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	市道 桑原 291号線	桑原三丁目	桑原三丁目	

(提案理由)

図面番号第1号は生活道路整備事業に伴い、市道に認定するため、道路法第8条の規定により、本案を提出する。

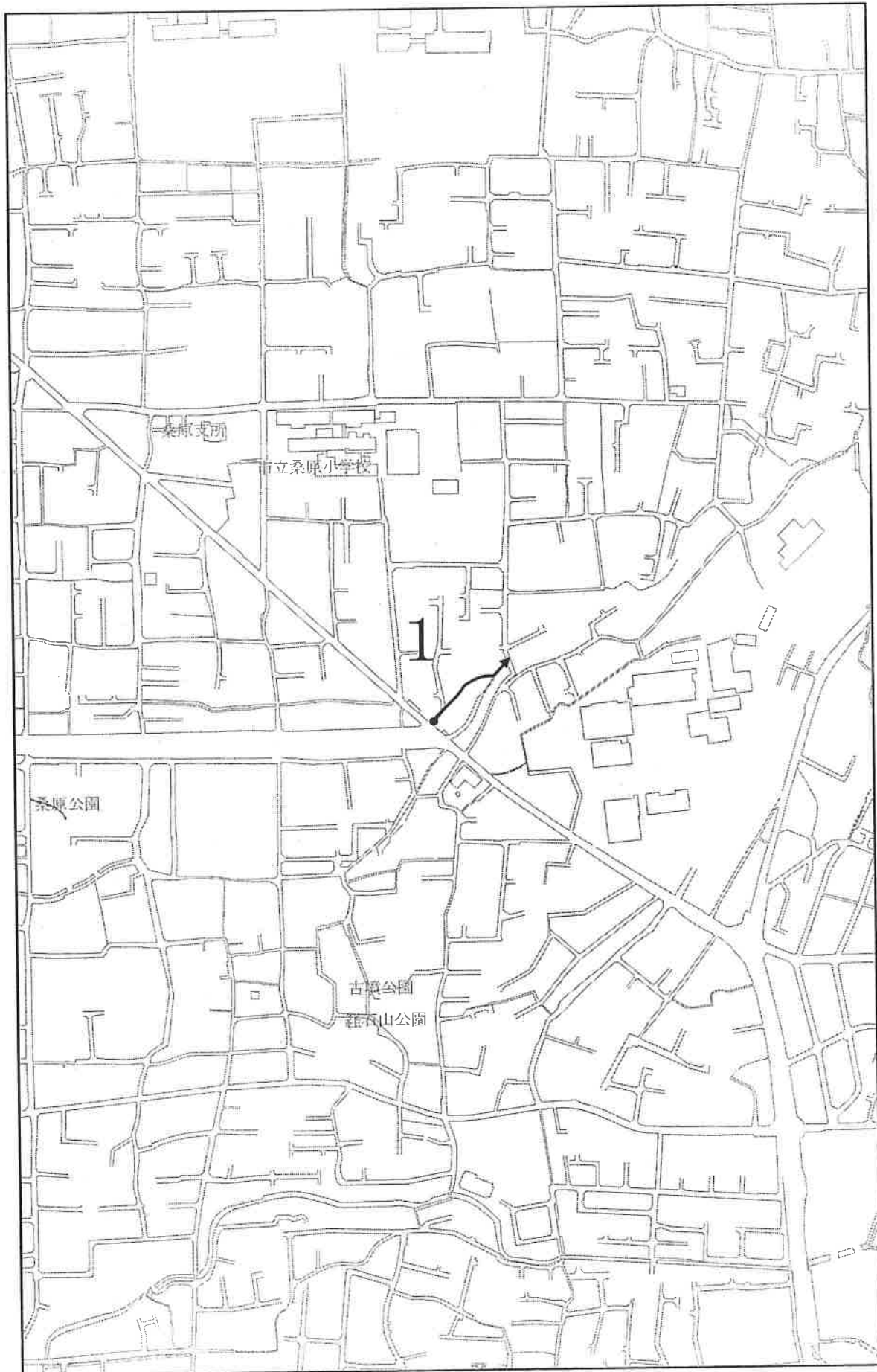
(参 照)

道路法(抄)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2. 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。



図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
1	市 道 桑 原 2 9 1 号 線	松山市桑原三丁目 355番2地先	松山市桑原三丁目 352番2地先	4.3 ～ 9.7	95.2

